

条件付き一般競争入札 発注情報（建設工事）

発注番号	6-水建24	
公告日（公表日）	令和6年9月18日（水）	
発注担当室	名張市上下水道部 下水道維持室	
建設工事の種類	機械器具設置工事	
番 号	令和6年度（ ）第集管工11号	
件 名	薦原地区第1中継ポンプ場ほかポンプ取替更新工事	
場 所	名張市 薦生ほか 地内	
履行期限	令和7年3月18日まで	
概 要 ※詳しくは、仕様書等を参照すること。	汚水ポンプ取替 N＝11箇所（21台） ポンプ場内配管取替 N＝1箇所	
入札参加資格要件	・ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に公告日から開札日までの期間該当しない者で、かつ、建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けている者。	
	・ 公告日現在、「名張市入札参加資格者名簿」に登録されている者で、かつ、名張市が求める建設業の許可業種を参加希望業種に登録している者。	
	・ 公告日現在、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあっては、一般（指名）競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。	
	・ 「名張市建設工事等資格停止措置要領」に基づく資格停止措置を公告日から開札日までの期間受けていないこと。	
	・ この発注案件は、電子閲覧であるため、別添の仕様書を閲覧すること。	
	・ 公告日の前日から引き続き、建設業法第3条に規定する「機械器具設置工事業」に係る建設業の許可を受けている者。	
	・ 公告日以前10年間の農業集落排水工事又は公共下水道工事において、マンホールポンプ設置工事を含む建設工事の元請完成工事実績（新設工事または更新工事に限る）があるもの。なお、当該契約を履行した実績を証する契約書等の写しを入札参加申請書に添付すること。	
工事費内訳書	別添の工事費内訳書を入札書に同封すること。 ※「郵便入札の封筒記載要領」に準じた角2号（240mm×332mm）の封筒を使用することができるものとする。	
入札保証金	免除	
契約保証金	☐ 免除 ・ ☒ 必要（契約金額の10／100以上）※契約金額（税込）が500万円以上の場合に限る。	
予定価格（税抜）	19,005,000円 ※ 予定価格と設計金額は同額です。	
最低制限価格の設定	有 ※算定式による	算定に適用する工事区分：⑥下水機械設備工事及び下水電気・通信設備工事 ※最低制限価格の計算は、機械設備工事と電気設備工事それぞれで計算し、万円未満の端数処理を行った額の合計となります。
前払金	☐ 無 ・ ☒ 有 ※契約金額（税込）が500万円以上の場合に限る	
部分払	☐ 無 ・ ☒ 有 ※契約金額（税込）が500万円以上の場合に限る	
質問受付方法	質問書（契約検査室のホームページ掲載様式）により、契約検査室あてにFAX（0595-62-0778）で送付すること。FAXした際は、受信確認を契約検査室（TEL 0595-63-7335）までお願いします。	
質問受付期限	令和6年9月25日（水）午後5時まで	
質問回答方法・回答日	契約検査室ホームページ「お知らせ」で令和6年9月27日（金）午後5時頃までに公表	
入札参加申請書の受付期限	令和6年9月30日（月）正午まで【契約検査室へ持参又はFAX（0595-62-0778）】 FAXにより参加申請した場合は、受信確認を契約検査室（TEL 0595-63-7335）までお願いします。	
入札参加無資格者の連絡	令和6年10月2日（水）午後5時までに電話で連絡する。 ※電話連絡の無い場合は、入札参加資格があるものとする。	
入札書到着期限	令和6年10月7日（月） ※名張市郵便入札に係る封筒の記載要領（契約検査室のホームページ掲載）に基づき「一般書留」・「簡易書留」・「特定記録郵便」のいずれかの方法により名張郵便局留で郵送すること。	
入札参加者及び立会人の公表	令和6年10月9日（水）午後3時頃までに契約検査室のホームページ及び契約検査室で公表 ※立会人に選ばれた場合に、立会いできないときは、令和6年10月9日（水）午後5時15分までに「立会人辞退届出書」を提出すること。【契約検査室へ持参又はFAX（0595-62-0778）。FAXにより提出したときは受信確認を契約検査室（TEL 0595-63-7335）までお願いします。】 ※期限までに辞退届出書の提出がなく、立会いしなかった場合は、入札を無効とする。	
開札日時	令和6年10月10日（木） 午前11時20分	
開札場所	名張市役所4階 402会議室	

※留意事項：上記のほか、「名張市契約規則」、「条件付き一般競争入札運用基準」に基づくものとする。